

基礎からわかる生物多様性条約

— COP10 名古屋に向けて —

平成 21 年度
バイオ・ライフサイエンス委員会第 3 部会

池上 美穂, 井内 龍二

1993 年 12 月 29 日に発効した生物多様性条約 (Convention of Biological Diversity, CBD) の締約国会議は 1994 年のバハマ・ナッソーでの第 1 回締約国会議以来、本年度で 10 回目となり、生物多様性条約第 10 回締約国会議 (Conference of the Parties, COP10) が 2010 年 10 月 18 日 (月) ~ 29 日 (金) に名古屋で開催される。

本投稿では最近話題になっている生物多様性条約について弁理士業務との関係を中心にまとめ、普段あまり馴染みのない会員にもその内容と現状を分かり易く紹介することとした。

(本文中、調査研究は池上が担当し、会員への提言等は井内が担当した。)

1. CBD の目的

生物多様性条約 (CBD) は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする (第 1 条)。

また、遺伝資源を含む生物資源は適切に保護および取引されないと地球上から絶滅するおそれが高く、遺伝資源の保護は世界で協力して取り組むべき課題という認識に鑑み、自国の遺伝資源の主権的権利を各国が有することを認め、自国における遺伝資源の持続的利用を図るためのものである (CBD 条文、第 3 条、第 15 条⁽¹⁾)。2010 年 5 月現在、EU を含め 193 カ国が加盟しており、日本も発効時から加盟している。なお、米国は、クリントン政権の時に署名はしたものの上院 (共和党多数、クリントン大統領は民主党) では批准されておらず、先進国では唯一、未だ未加盟である⁽²⁾。

上記第 1 条における目的は以下の 3 つに大別される。

1. 生物多様性の保全
2. 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
3. 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

このうち第 1、第 2 の目的は環境の保全・保護にあり、第 3 の目的は経済的側面の調整にある。

第 3 の目的である「利益の配分」は、資源提供国の遺伝資源へのアクセスの確保が先進国のバイオ産業にとって重要であることに着目した途上国が「生物多様性の保全に関する責務を途上国側だけに負わせ、遺伝資源に由来する利益を、先進国が独占するのは公平性を欠く」との主張を展開し、資源提供国 (途上国) 側の要請により盛り込まれた規定である⁽³⁾。この趣旨は、資源利用国 (先進国) が資源提供国 (途上国) から得た遺伝資源を利用して行った事業活動による利益を、資源提供国 (途上国) 側に適切に還元せよ、ということにある (図 1)。この規定により構成要素の持続可能な利用が促進される側面も有し、利益の適切な配分が環境保全の資金の調達のために必要であることは自明であるが、反面、資源提供国と資源利用国との交渉上の争点となっており、実際に対立を生じている点でもある。

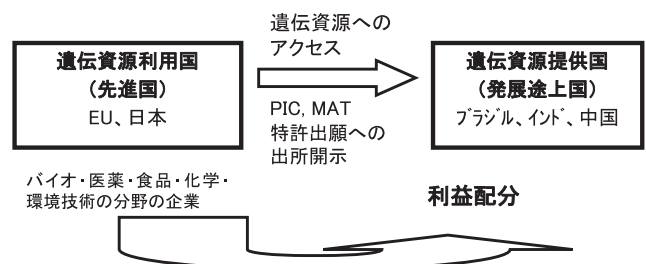


図 1 アクセスと利益配分の図

なお、締約国会議の運営等には外務省が、環境保全と保護に関する法整備や取り組みには環境省が、経済活動のサポートには経産省が関与している。本稿は以下、弁理士業務と関連が深い第 3 の目的に関連して説明する。

2. アクセスと利益配分のために取るべき手続き

資源提供国の天然資源へアクセスする際には、締約国は CBD 第 15 条第 1 項のアクセスと利益配分 (Access and Benefit Sharing, ABS) の規定に従わな

ければならない。

CBD 第 15 条 1 項 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国の政府に属し、その国の国内法令に従う。

では、日本のユーザが資源提供国の遺伝資源にアクセスしたい場合、実際にはどのような手続をとればよいか。

2002 年 4 月開催の第 6 回締約国会議 (COP6) で遺伝資源へのアクセスと利益配分 (ABS) を確保するための法令、行政措置や契約作成の参考となる法的拘束力のないボン・ガイドライン⁽⁴⁾が採択され、日本では、このボン・ガイドラインに基づき、産業界や有識者、日本と関係の深い資源提供国の意見を反映させた実践的手引きとして JBA および経産省が 2005 年 3 月に『遺伝資源へのアクセス手引』⁽⁵⁾を作成している。なお、日本は先進国では一番に具体的な手引に従い ABS の遵守を自ら課した優等生である。

この遺伝資源へのアクセス手引によると、アクセスと利益配分のために取るべき手続きは、以下の 3 つとなっている (図 2)。

- ①政府窓口と権限ある国内当局とのコンタクト
- ②事前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent, PIC)
- ③相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms, MAT)

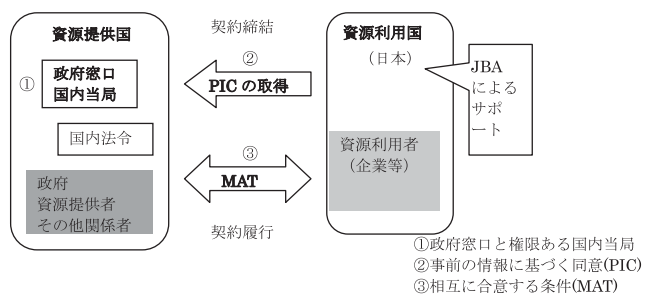


図 2 生物多様性条約 (CBD), ボンガイドライン

①政府窓口と権限ある国内当局とのコンタクト

大原則として、海外の遺伝資源にアクセスする際には、その資源提供国内の最新の関連法令をまず調査し、それを遵守しなければならない。締約国の政府窓口と権限ある国内当局は CBD 公式サイト内にも公開されているが、既に海外で事業展開している企業等であれば締約国の政府窓口や国内当局に直接コンタクトを取ることは難しいであろうから、財団法人バイオインダストリー協会 (JBA) や経産省の関連課が国内

相談窓口として、各種相談に応じてくれるようになっている⁽⁶⁾。また、締約国の 90% は未だ ABS 国内法を有しないため、国によっては法整備が不十分である場合もあり、この場合『遺伝資源へのアクセス手引』に即した手続きを取ることになるが、この場合も JBA や経産省の関連課に相談することができる。

②事前の情報に基づく同意 (Prior Informed Consent, PIC)

通常の契約の場合、契約の当事者間でその内容について同意すればよいが、CBD では、遺伝資源にアクセスする場合、契約当事者以外の、政府、資源提供国の地域社会等、特定されている利害関係者に対して、指定されている情報を提供し、事前の同意を得ることが求められている (CBD 第 15 条第 5 項)。この点、PIC 手続きを確認すると共に、利益配分に関する後の紛争回避のためには、各国のどのレベルで誰に同意を得るべきかを十分に確認しておく必要がある。

③相互に合意する条件 (Mutually Agreed Terms, MAT)

遺伝資源へのアクセスと利益配分については、通常取引同様、遺伝資源の提供者と利用者間で相互に合意する条件下で行われることが CBD 下でも要求されている (CBD 第 15 条第 4 項)。なお、資源利用によって生じる利益の配分には、直接的な金銭の形で利益を配分する「金銭的利益」の配分と、技術、知識、研究の成果、特許等の「非金銭的利益」の配分の 2 つに大別され、遺伝資源の提供者と利用者間で WIN-WIN の関係が構築されるように、通常これらを組み合わせで考慮しつつ交渉が行われている。

3. CBD 締約国会議の現状

利益配分に関し、条約上には具体的な規定がないため、途上国は利益配分に関する国際的制度 (International Regime, IR) の策定を強く求めており、例えば遺伝資源アクセスへの事前同意 (PIC) や相互に合意する条件 (MAT) を定めた国内法に対する、利用国における遵守のあり方が CBD 締約国会議での交渉上の争点となっている。

なお、CBD 締約国会議はいわば「集大成・まとめ」的な役割を果たすものであり、締約国会議に向けて ABS 作業部会、専門家会合、公式または非公式の会合が行われており、実質的な議論は ABS 作業部会を中心に行われている。

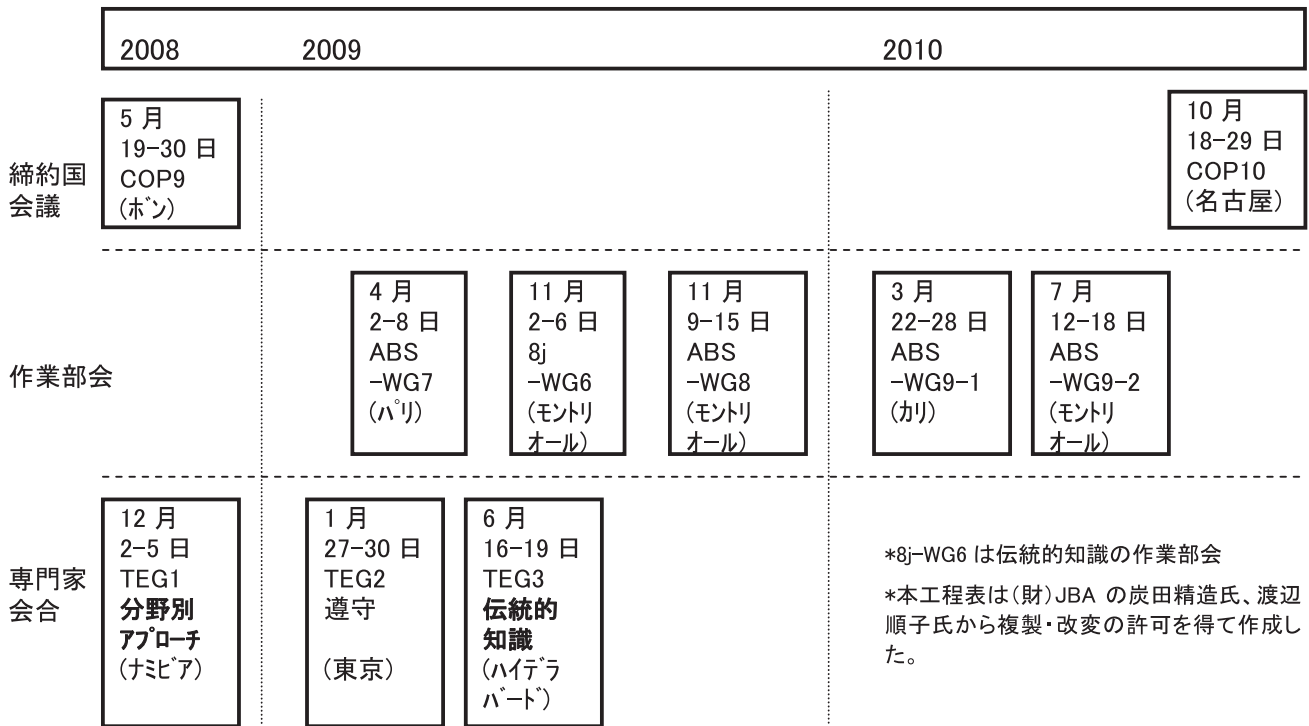


図3 COP10名古屋までの工程表

2008年5月にドイツのボンで第9回CBD締約国会議が開催された後、第10回のCBD締約国会議に向けて、これまでABS-WG7～ABS-WG9の3回のABS作業部会、TEG1～TEG3の専門家会合、および数回の非公式会合が開かれた(図3)。

ABS作業部会⁽⁷⁾については、2001年に第1回ABS作業部会が行われて以来、2008年の第6回ABS作業部会までは法的拘束力のあるIRを目指すか否かの「入口論」で議論が硬直し、IR策定についてはほとんど進展がなかった。

2009年4月の第7回ABS作業部会で、IR策定の目的、範囲、遵守、アクセス、利益配分等の各項目について交渉のベースとなる加盟国の対立する全ての主張を約2,000箇所留保付きで入れた36頁からなるオペレーショナルテキストが初めて作成され、一歩前進した。

そして2009年11月のカナダのモントリオール第8回ABS作業部会では、このオペレーショナルテキストが3,400箇所の留保事項が含まれた全61頁からなるものにさらに膨れ上がった。

しかし、たった2週間程度の次回名古屋でのCOP10でそのような膨大な量のオペレーショナルテキストの争点を一つ一つ議論し、全加盟国の合意が得られる国際的制度を確立するのはまず不可能であるため、本年3月のコロンビアのカリで行われた第9回ABS作業部会では、より内容を集約した16頁からな

る議長テキストを初めて議定書草案の形で作成し、これをベースに各国の代表者による議論がなされた。しかし、会合半ばで対立が激しくなり、交渉が難航し、空中分解の恐れも生じたが、日本が資金拠出を申し出て、7月に第9回ABS作業部会の2回目を急遽行うことでとりあえず難局を回避する事態となった。この7月の追加の最後の作業部会を経て名古屋締約国会議COP10に臨むことになる。

以上のことからすると、COP10までの取組みはこれまでにない程精力的なものであるが、COP10で全加盟国が国際的制度策定の詳細なレベルでの完全な合意に達するのは難しく、議定書の形での大枠の合意に達するか、あるいは大枠の合意に達することもできないが何らかの形で成果を文書として残し、次回以降の交渉のベースとするか等が考えられるが、結果を予断することが困難な状況にある⁽⁸⁾。

4. 知的所有権との関連

ブラジルやインドを始めとする主要な資源提供国は独自のABS国内法を既に制定しており、かかる国で遺伝資源へのアクセスの事前の同意や相互に合意する条件(PIC, MAT)に違反した者は、行政処分、刑事罰、特許・出願の拒絶・特許の無効、商標登録の無効等の制裁を課されることになる。遺伝資源へのアクセスの事前の同意や相互に合意する条件(PIC, MAT)

に違反し、資源提供国の遺伝資源を利用して特許出願や商標出願をした場合、資源提供国の政府や NGO 等から「バイオパイラシー」として攻撃の対象となる場合がある。主な特許無効や商標取消例を表 1 に示す。

特許出願における遺伝資源の出所開示要件は、昨年 10 月に中国が第三次専利法改正⁽⁹⁾で導入したことが記憶に新しいが、資源提供国が要求する法制度の一つである。特許出願における遺伝資源の出所開示要件は専門性が高い内容であるため、CBD 関連会議では国際的制度 (IR) の文脈で大まかに議論されるに留まり、具体的内容の議論は WIPO 政府間委員会⁽¹⁰⁾や WTO 理事会⁽¹¹⁾等で行われている。しかし、各国から種々の案が出されるに留まり、近年目立った進展は図られていない。なお、WIPO 政府間委員会や WTO 理事会では出所開示要件の他にも技術移転等、CBD に関連する知的所有権の他の問題も取り扱われている。

特許出願における遺伝資源の出所開示義務は、遺伝資源へのアクセス証明として残るため、資源提供国には有利に、資源利用国には不利に働き易い法規定である。

日本知的財産協会も名古屋 COP10 に先立ち、出所開示要件の義務化には反対の意見を表明しており⁽¹²⁾、日本弁理士会にも特許庁から数年に一度「遺伝資源の出所開示についての意見募集」が寄せられている。弁理士会としてはこれまで、ABS は PIC や MAT の遵守によって果たされ、また遺伝資源の出所開示は特許要件とは本質的に関係がないとして反対してきた。昨

年度の意見募集でも、PCT 願書への出所開示の記載が盛り込まれることによる手続の煩雑さによる発明者の出願意欲の減退、出願の遅延 (先願主義に反する)、出所情報の開示による新規性喪失の懸念、審査負担の増大などの弊害が会員から多く挙げられた。

出所開示には、遺伝資源の資源提供者や供給者が明確に特定できないことが多いと予想され、また「遺伝資源」と言ったときにどこまでを開示要件の及ぶ範囲とするか線引きが困難な場合も多い (例えば発明の主題に対する当該遺伝資源の関係、派生物は含むか否か) と予想される等、出所開示にあたっての問題点は多い。また、バイオの分野は配列表、微生物寄託、薬理データの準備等、現在でも出願人の負担が大きく、これに出所開示要件が加わると出願人の出願意欲を減退させるとの指摘もある。

ただ、特許出願の際の遺伝資源の出所開示義務についての是非のみを問題にするのは国際的調和に合わなくなってきたのも事実である。

具体的には、ボン・ガイドラインでは特許出願の際の遺伝資源の出所開示を奨励しており、出所開示義務を各締約国が自国内で課すことは国際的にも認められている。従って特許出願の際の遺伝資源の出所開示義務を課す国は今後ますます増えてくることは明白である。そして、国際出願における指定国のうちの 1 カ国 (例えば日本の遺伝資源の利用の 8 割が中国のものと言われている) ででも出所開示義務が課せられていれば結局は出所開示をせざるを得ない。こういったこと

表 1 主な過去の特許無効・商標取消例

対象物	資源提供国	資源利用者	請求人	処分	処分日
アサイ Açaí	ブラジル	欧米企業	ブラジル NGO	商標取消 US T 78,134,698 US T 78,151,842	2003 年 5 月 28 日 2003 年 6 月 30 日
アヤワスカ Ayahuasca	エクアドル	米国人	アマゾン 先住民	一旦再審査で拒絶 査定 (Advisory Action) US PP 5,751	1999 年 3 月 30 日再審査, 2000 年 11 月 10 日拒絶査定, 2001 年 1 月 17 日特許 維持
ウコン Turmeric	インド	米国大学	インド研究機関 (CSIR)	特許無効 US5,401,504 他	1997 年再審査、特許取消
クプアス Cupuaçu	ブラジル	日本企業	ブラジル NGO	商標取消 登録 4126269	2004 年 3 月 29 日
ニーム Neem	インド	欧米企業	インド等 NGO	特許無効 EP 0,436,257	2005 年 3 月 8 日
バスマティ米 Basmati Rice	インド	米国企業	インド政府	特許減縮 US 5,663,484	2005 年 10 月 5 日 満了
フーディア Hoodia	南アフリカ	CSIRO	先住民	US 6,376,657	米国 Pfizer が 事業撤退

を考えると、現段階では単純に国際的に出所開示をするかしないかを議論することはあまり意味をなさない状況になっており、出所開示の内容や、違反の際の罰則規定の内容等が問題となってきていると言える。従って、出願人は遺伝資源を利用する際には少なくとも直接的入手先を確認する習慣を身に付けておくことが望まれる。出所開示の手続は、中国第三次専利法改正に従う手続でも理解されるように、上記 ABS における PIC や MAT の遵守に比べれば簡単であり、また PIC や MAT を遵守していれば出所開示をしてもバイオパイラシーの攻撃対象とは通常ならないはずである。

国際的制度としての出所開示における一番の問題点は、現在は各国が自由に決められる出所開示要件がユーザにとって実行不可能なほど極端に厳しいものとなること、および開示義務違反の際の罰則規定が極端に厳しいものとなることである。従って、国際的に我々が目指すべきは、出所開示義務の是非から一步進んで、国際合意により、各国が定める出所開示要件を極端に厳しいものとはできないようにすること、および開示義務違反の際の罰則規定を極端に厳しいものとはできないようにすること（例えば法的拘束力のない程度に止めること）であろうかと思われる。

5. 各国での動き

中国専利法の第三次改正での遺伝資源の出所開示要件の導入他、他の資源提供国でも、ノルウェーで昨年 ABS 国内法が制定され、中国が近い将来 ABS 国内法を確立する予定であり、韓国でも ABS への対応に急速に積極的に動く等、近年続々と各国での ABS への関心が高まっている⁽¹³⁾。

上記したように、日本の遺伝資源の利用の 8 割が中国のものと言われていることを考慮すると、遺伝資源の出所開示は国際的出願の際に必須になってくると考えられ、早急に態勢を整えておく必要がある。他方、各国 ABS 国内法は通常、各国言語でしか公表されていないため正確な情報が得られにくい。また、どういった名称の法律で規定されているかも定かではない。従って、私見ではあるが、バイオ・ライフサイエンス委員会が中心となり、国際活動センターとも連携を取りつつ、JBA、経産省の関係部門の協力を得て、これら情報のデータ・ベースを構築してゆくか、あるいはこれら情報のデータ・ベースの構築には多大の経費と時間を要することから経産省にデータ・ベースの

構築を促すことが急務と思われる。これらデータ・ベースの構築が為されて、始めて会員に正確な情報を提供することができる。

6. 日本での動き

日本でも、政府が平成 7 年 10 月に「生物多様性国家戦略」を決定し、「生物多様性基本法」が、平成 20 年 5 月 28 日に成立し、平成 20 年 6 月 6 日に公布された⁽¹⁴⁾。

ただしこの法律は地球環境の保全を目的とするものであり、日本の ABS 国内法の制定については経産省や学識経験者・産業界専門家等から構成されたメンバーによるタスクフォース委員会が最近結成され、ABS 国内法の制定に向けての議論が始まろうとしている⁽¹³⁾。

7. 今後注意すべき点

以上、生物多様性条約の ABS についての概略を説明したが、今後弁理士業務との関係でどのようなことに注意すべきだろうか。

1) 各国の ABS 法

資源提供国との資源の取引の契約は通常資源提供国の当局と出願人との間で行われており、弁理士が業務として取り扱うことは少ないと思うが、ABS の取引例や判例の蓄積は出願人の業務を理解する上でも有益であろうし、相談を受けた場合には契約等の適切なアドバイスができることが望ましい。正確な情報の入手に務め、正確な情報に基づいて冷静な判断・対応をユーザに促してゆくことが肝要であると思われる。

2) 特許や商標の出願手続の際の CBD 関連法規

特許や商標の出願手続に関する各国の CBD 関連法規は日々変化している。外国出願をする際には、各国の代理人から CBD 関連法規の最新の正確な情報を得ることが望ましい。特に、特許出願の無効やアクセス違反の場合の罰則については注意を要する。

例えば、中国専利法の第三次改正で遺伝資源の出所開示義務が課されたことにより、日本の漢方業界では今後中国から漢方の原料を入手するのは無理になるのではないかとの情報が流れたようである。出所開示義務が課されただけでは決してそのような事態にはならないので、このような場合にも会員は正確な情報の入手に務め、正確な情報に基づいて冷静な判断・対応をユーザに促したい。

特許が絡む情報については、バイオ・ライフサイエンス委員会及び国際活動センターが連携してデータベース化を図り、会員に提供していきたいと考えている。

3) 日本国内での取り組み

これまで日本は資源利用側の立場にあり、また日本自体が比較的自然が豊かなこともあって、日本の遺伝資源を守る法律の整備が遅れていたが、豊富な海洋資源まで含めると日本にも保護すべき遺伝資源は多くある。日本が資源利用国側のポジションのみに立つことを改め、資源国の立場で ABS 国内法を制定することは緊喫の課題である。そして、日本の ABS 国内法を先進国が模範とするような妥当な内容のものとし、日本の ABS 法を基準にすれば締約国会議において国際合意が図られるようなものにしていくことも重要である。ABS 国内法の制定に向けての動きは将来特許実務にも影響を及ぼすと考えられるため、日本国内での取り組みにも注意して頂きたい。

8. まとめ

バイオは地球環境問題・エネルギー問題を解決できる切り札ともなる注目すべき分野であり、産業界との関わりでの生物多様性条約の重要性は増大していくものと思われる。COP10 名古屋では本会議以外に種々の国内セッションも行われる予定なので、この機会に普段の業務に関連のあるセッションに参加してみるのもよいと思う⁽¹⁵⁾。今後の動向を引き続き注視したい。

9. 謝辞

最後になりましたが、本論文の作成に当たり、財団法人バイオインダストリー (JBA) の炭田精造氏および渡辺順子氏、昨年度弁理士会執行理事の井出正威先生、昨年度・本年度のバイオ・ライフサイエンス委員会委員長石埜正穂先生、ならびに昨年度バイオ・ライフサイエンス委員会第 3 部会の井手 浩先生、斎藤健治先生、鈴木 康介先生には多大なご指導・ご支援を賜りました。厚く御礼申し上げます。

脚注

(1) 生物多様性条約条文 原文 <http://www.cbd.int/convention/convention.shtml> (CBD 公式サイトコンテンツ) 訳文 http://www.biodic.go.jp/biolaw/jo_hon.html (環境庁コンテンツ)

- (2) 『生物遺伝資源のゆくえ - 知的財産制度からみた生物多様性条約』 森岡 一 著 P8 三和書籍 2009 年
- (3) 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する議論の変遷と我が国の対応 http://www.mabs.jp/archives/cbd/pdf/ABS_hensen.pdf
- (4) 『ボンガイドライン』原文 <http://www.cbd.int/doc/publications/cbd-bonn-gdls-en.pdf> (CBD 公式サイトコンテンツ) 訳文 http://www.biodic.go.jp/cbd/pdf/6_resolution/guideline.pdf (JBA コンテンツ)
- (5) 『遺伝資源へのアクセス手引』 http://www.mabs.jp/archives/pdf/iden_tebiki.pdf
- (6) 財団法人バイオインダストリー (JBA) 相談窓口 http://www.mabs.jp/info/oshirase/oshirase_005.html (TEL 03-5541-2731, Email:ABS@info@jba.or.jp) 経済産業省 製造産業局 生物化学産業課 事業環境整備室 (TEL 03-3501-8625, Email: cbd-ABS@meti.go.jp)
- (7) CBD ABS 作業部会 <http://www.cbd.int/ABS/>
- (8) 名古屋 COP10 に向けた CBD 国際会議の経緯や ABS 作業部会の概要については JBA サイト内の平成 20 年度報告書「生物多様性条約に基づく遺伝資源へのアクセス促進事業」(<http://www.mabs.jp/archives/pdf/h20report.pdf>) を参照されたい。
- (9) 専利法・実施細則は中国語原文・日本語仮訳とも日本貿易振興機構 (JETRO) 北京センター知的財産権部 http://www.jetro-pkip.org/html/zt_1_page_1.html より入手可能。
- (10) WIPO 政府間委員会 http://www.wipo.int/meetings/en/topic.jsp?group_id=110 一年に一、二回のペースで開催。現在は第 16 回まで進んでいる。
- (11) WTO 理事会 http://www.wto.org/english/tratop_e/trips_e/intel6_e.htm 一年に四回のペースで開催。
- (12) 知財管理 Vol.60, No. 4, 2010
- (13) JBA オープンセミナー 東京第 2 回 平成 21 年 12 月 15 日 テキスト
- (14) 生物多様性基本法 <http://www.biodic.go.jp/biodiversity/initiatives/index.html>
- (15) COP10 に向けた COP10 支援実行委員会公式ウェブサイト (<http://www.cop10.jp/aichi-nagoya/index.html>) が立ち上がっている。国際会議が近づくにつれコンテンツが増えると予想される。

(原稿受領 2010. 5. 28)